

議案第 6 5 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 5 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年三田市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号ク中「被害者の保護」を「被害者の保護等」に改める。

第 7 条第 3 項中「第 2 1 条の規定」を「第 3 0 条の規定」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 7 2 号）の施行の日から施行する。